

## 警備業務仕様書

### 第1 警備の目的

次に掲げる対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、対象施設、物品の保全を図り、対象施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 第2 警備対象施設

- ・新上松土場（長野県木曾郡上松町大字荻原 1298 番地 1 から 1491 番地ハ）
- ・焼笹土場（長野県木曾郡上松町大字小川小川入国有林 53 ハ林小班）
- ・氷ヶ瀬土場（長野県木曾郡王滝村王滝国有林 2104 イ、三浦国有林 2823 ハ林小班）

### 第3 警備業務実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 第4 警備業務の概要

1. 警報機器等(異常感知装置、自動通報装置等その他必要な装置)を用いた警備活動及び緊急要員による対応を組み合わせた警備活動
2. 盗難及び不良行為(以下「事故」という)の拡大防止
3. 事故確認時における関係機関への通報、連絡
4. 事故報告書の提出

### 第5 警備時間等

#### 1. 警備担当時間

平日：17時00分から翌日の8時00分まで

休日：発注者の休日は終日とする。

(注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

#### 2. 警備実施時間

(1) 上記1. の警備担当時間内において、個々の警備対象施設が無人の状態にあるとき。

(2) 発注者及び各警備対象施設に勤務する職員（以下「発注者等」という。）からの警報機器等の作動開始の信号を受けたときに始まり、発注者等からの警報機器等の作動解除の信号を受けたときに終わるものとする。

#### 3. 警備機器等の鍵等

(1) 業務遂行のため受注者が発注者より鍵等の預託を受けた場合は、預り証を発行し、責任をもってこれを保管管理するものとする。

(2) 発注者は警報機器の操作のため、受注者より預託された鍵等について責任をもって管理するものとする。

- (3) 事由のいかんを問わず、本契約が終了したときは、発注者及び受注者はその保管する鍵等を直ちに相手方に返還する。

## 第6 警備業務内容の詳細

### 警報機器等について

- (1) 個々の警備対象施設で発生した事故の異常事態を、受注者が指定する事務所等へ自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 通報等の使用回線は、別紙のとおりとする。なお、一般公衆用回線に常時断線監視機能又は回線切断時においても信号が送信可能な機能の設置等に要する一切の費用は、受注者において負担するものとする。
- (3) 第5の2.の警備実施時間中、各警報機器等の受信装置を間断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を図るものとする。
- (4) 緊急要員は、受注者の事務所等との連絡体制を図り、各警備対象施設の異常事態に備えるものとする。

## 第7 異常事態発生時における受注者の対応

1. 警報機器等により、発注者の個々の警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、受注者は緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。
2. 警備対象施設に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、受注者の事務所等へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
3. 受注者又は受注者の事務所等の職員は、発注者が契約締結後に届出した個々の警備対象施設に係る責任者又はその補助者（以下「警備業務責任者等」という）に連絡すること。

## 第8 事故報告等

受注者又は受注者の事務所等の職員は、事故を確認した際は、発注者又は警備業務責任者等に対し、速やかに電話若しくは、口頭で報告するとともに、3日（休日を除く。）以内に事故報告書を提出することとする。

## 第9 警報機器等の保守点検等

1. 受注者は、各警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を発注者に報告するものとする。
2. 発注者等は、警報機器等の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器等について異常又は故障を発見したときは、直ちに受注者又は受注者の事務所等の職員に通知するものとする。
3. 受注者は、保守点検、補修又は交換に要する一切の費用を負担するものとする。ただし、発注者等の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、発注者が負担するものとする。
4. 受注者は、警報機器等の保守点検ために、各警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ各警備対象施設に係る警備業務責任者等の許可を得るものとする。

5. 受注者は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、受注者の負担により配線の補修又は取替えを行うものとする。

#### 第 10 警備業務責任者等の指定等

1. 発注者は、緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
2. 発注者は、緊急連絡先及び連絡優先順位を変更するときは、事前に遅滞なくその旨文書で受注者に通知するものとする。

#### 第 11 業務遂行上の責務等

1. 発注者等及び受注者は、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は受注者に連絡するとともに、それぞれの指示(原状回復に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。
2. 受注者は、警報機器等の設置及び撤去並びに保守点検により、各警備対象施設に損傷が生じた場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、その指示(原状回復(警報機器等及び配線等の取付けの必要上、各警備対象施設に施された孔穴を除く。)に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。
3. 受注者は、本業務の遂行により緊急要員が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとする。
4. 受注者は、受注者の事務所等と各警備対象施設との間において、本業務の遂行により第三者が損害を被った場合、当該損害金を負担するものとする。
5. 受注者は、受注者又は緊急要員の過失により、発注者等及び各警備対象施設が被害を被った場合、対人賠償、対物賠償あわせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。

#### 第 12 損害の免除

受注者は、以下に示す損害については、一切その責を負わないものとする。

1. 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災その他の不可抗力により生じた損害
2. 警報機器等が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責に帰すことができない事由で、通信回線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
3. 各警備対象施設自体の瑕疵、又は発注者の管理上の瑕疵に基づく損害
4. 警報機器等の設置箇所以外、若しくは警報機器等の感知機能の範囲以外から生じた損害
5. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等の故意又は過失に起因する損害
6. 各警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、発注者が受注者に預託しなかったことにより生じた損害
7. 警備機器等の操作後、警備作動開始前又は警備作動解除後に発生した損害
8. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等が警備機器等の操作を忘れたことにより生じた損害

#### 第 13 再委託(再請負を含む)の適正化を図るための措置

1. 受注者は、警備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わ

せてはならない。なお、主たる部分とは、警備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2. 受注者は、効率的な履行を図るため、警備業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
3. 受注者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。  
（注）再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

#### 第14 その他

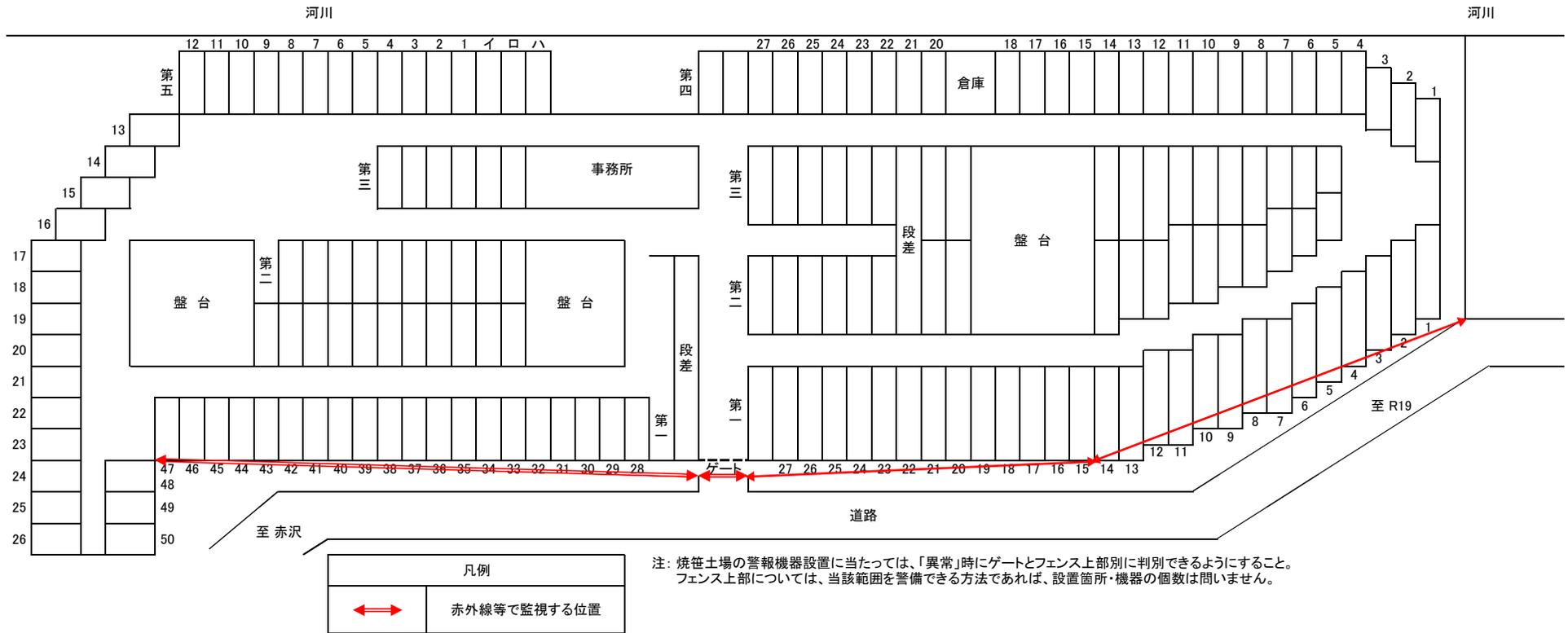
1. 警報機器等の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者又は警備業務責任者等と協議するものとする。
2. 受注者及び本業務に従事する者（従事した者を含む。以下「本業務の従事者」という。）は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
3. 受注者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、警備業務責任者等に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。
4. 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
5. 本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。
6. 受注者は、本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。



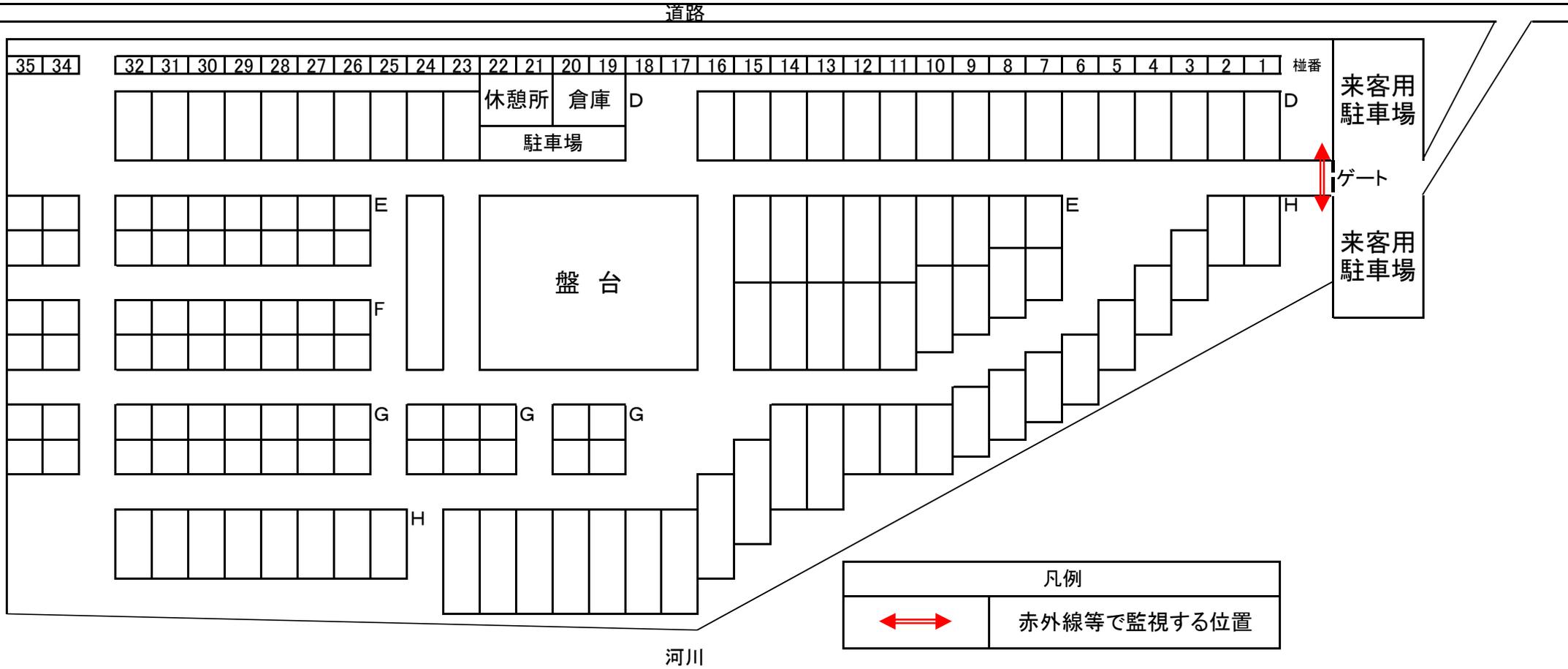
# 新上松土場配置図



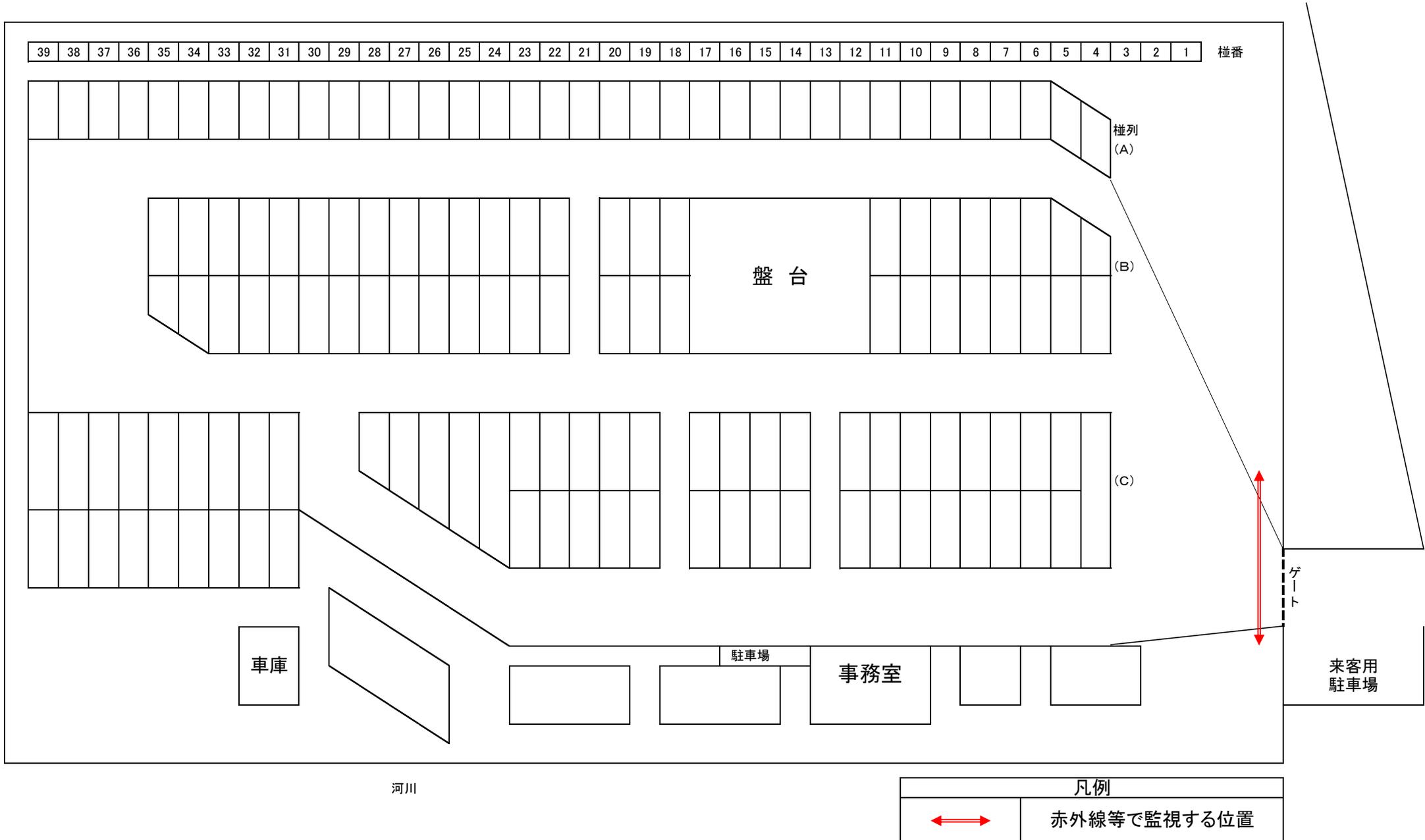
# 焼笹土場配置図



# 氷ヶ瀬旧土場配置図



# 氷ヶ瀬本土場配置図



39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 極番

極列  
(A)

盤台

(B)

(C)

車庫

河川

駐車場

事務室

ゲート

来客用  
駐車場

凡例



赤外線等で監視する位置

別紙

請負契約再請負承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官

殿

(受注者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで締結した に 係る請負契約  
について、下記のとおり再請負したいので、請負契約書第3条の規定により承認されたく申請し  
ます。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。